

平成28年12月22日

投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目1番8号
スターツプロシード投資法人
執行役員 平 出 和 也

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、スターツプロシード投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成29年1月18日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成29年1月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所： 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 ROOM 4+5
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項：

決議事項

第1号議案： 規約一部変更の件

第2号議案： 執行役員1名選任の件

第3号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証明する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるスターツアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.sp-inv.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第27条関係

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです。

(2) 第29条関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。）の改正により、特定資産に該当する資産が追加されたことに伴い、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を本投資法人の投資対象として追加する規定を新設するものです。

(3) 第30条関係

近年の地球温暖化対策に関する取組みの高まりに伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量やその他の法律又は条令等に基づく類似の排出権等に対する投資を可能とするため、必要な規定を新設するものです。

(4) 第35条関係

投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）等の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、投資法人の課税負担を軽減することを目的として利益を超えた金銭の分配を可能とするために規定を一部変更するものです。

(5) その他

その他、必要な字句の修正、表現の変更、統一及び明確化その他の整理を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第5条（発行可能投資口総口数） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口を上限とする。 2. （記載省略） 第8条（投資口の取扱規則） 本投資法人の投資主の権利の行使の手続きその他投資口に関する取扱いについては、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、役員会において定める投資口取扱規則による。 第13条（議決権の行使） 1. ～2. （記載省略） 3. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、投資主総会毎にその代理権を証する書面を本投資法人に提出することを要する。 第15条（基準日） 1. （記載省略） 2. 本投資法人が第10条第3項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、役員会の決議により、あらかじめ公告する一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとする。	第5条（発行可能投資口総口数） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。 2. （現行のとおり） 第8条（投資口の取扱規則） 本投資法人の<u>投資主名簿への記載又は記録</u>、投資主の権利の行使の手続きその他投資口に関する取扱い<u>及びその手数料</u>については、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、役員会において定める投資口取扱規則による。 第13条（議決権の行使） 1. ～2. （現行のとおり） 3. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、投資主総会毎にその代理権を証明する書面を本投資法人に提出することを要する。 第15条（基準日） 1. （現行のとおり） 2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、<u>必要があるときは</u>、役員会の決議により、あらかじめ公告する一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとする。

現 行 規 約	変 更 案
第16条（投資主総会議事録） 1. 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。 2. （記載省略） 第22条（役員会議事録） 1. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。 2. （記載省略） 第27条（投資方針） 1. ～6. （記載省略） 7. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下本項において同じ。））、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とすることを、その資産運用の方針とする。</u>	第16条（投資主総会議事録） 1. 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。 2. （現行のとおり） 第22条（役員会議事録） 1. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。 2. （現行のとおり） 第27条（投資方針） 1. ～6. （現行のとおり） （削除）

現 行 規 約	変 更 案
第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、前条に掲げる特定資産の<u>他</u>、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。 (1)～(14) （記載省略） （新設） （新設） 第30条（<u>主要投資対象の</u>特定資産に付随する資産） 本投資法人は、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる<u>主要投資対象の</u>特定資産に付随する資産に投資できるものとする。 (1)～(4) （記載省略） (5) 動産（民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものをいう。） (6)～(10) （記載省略） （新設）	第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、前条に掲げる特定資産の<u>ほか</u>、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。 (1)～(14)（現行のとおり） <u>(15) 投信法施行令第3条第11号に定める再生可能エネルギー発電設備</u> <u>(16) 投信法施行令第3条第12号に定める公共施設等運営権</u> 第30条（特定資産に付随する資産） 本投資法人は、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる特定資産に付随する資産に投資できるものとする。 (1)～(4) （現行のとおり） (5) 動産（民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものをいう。<u>但し前条第15号に該当するものを除く。</u>） (6)～(10)（現行のとおり） <u>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u>

現 行 規 約	変 更 案
第35条（金銭の分配） 本投資法人は、<u>毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</u> (1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法第137条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</u> (2) 分配金額は、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）第39条の32の3（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益」という。）の100分の90に相当する金額（但し、法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。</u>なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払い準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てる<u>ことができる。</u> (3) （記載省略）	第35条（金銭の分配） 本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。 (1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。</u> (2) 分配金額は、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益」という。）の100分の90に相当する金額（但し、法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。</u>なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払い準備金、分配準備積立金<u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u> (3) （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、第2号に定める分配金額に、法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、<u>上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u> (5) (記載省略) 第41条（借入金及び投資法人債） 1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、運用資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金の支払、運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の返還、借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等を使用とし、借入れ又は投資法人債の発行を行う。 2. ～4. (記載省略)	(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、<u>経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、</u>第2号に定める分配金額に、法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。 (5) (現行のとおり) 第41条（借入金及び投資法人債） 1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、運用資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金の支払、運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の返還、借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等を使用とし、借入れ又は投資法人債<u>（短期投資法人債を含む。以下同じ。）</u>の発行を行う。 2. ～4. (現行のとおり)

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員平出和也は、平成29年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する平成29年2月1日より2年とします。

なお、本議案は、平成28年12月15日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴
ひら いで かず や 平 出 和 也 (昭和38年11月25日)	昭和63年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社 平成11年11月 スターツ証券株式会社取締役就任 平成13年11月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）取締役就任 平成16年 6月 同社 代表取締役就任（現在に至る） 平成17年 5月 本投資法人執行役員就任（現在に至る） 平成25年 7月 株式会社スターツ総合研究所取締役（非常勤）就任 平成28年 7月 株式会社スターツ総合研究所代表取締役就任（現在に至る）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。平成16年12月20日付で、当時の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員野村茂樹及び松下素久の両名は、平成29年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する平成29年2月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	のむら しげ き 野 村 茂 樹 (昭和28年 6月10日)	昭和58年 4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所（現在に至る） 平成 3年 3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事（現在に至る） 平成17年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 平成25年 4月 社会福祉法人日本盲人福祉委員会理事（現在に至る）
2	まつ した もと ひさ 松 下 素 久 (昭和23年 3月24日)	昭和46年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和55年 1月 松下明公認会計士事務所入所 昭和56年 3月 公認会計士登録 昭和60年11月 松下公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成17年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 平成19年 5月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（現公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会）監事就任 平成25年 5月 同協会理事就任（現在に至る） 平成26年 6月 共立信用組合理事就任（現在に至る） 日産センチュリー証券株式会社（現日産証券株式会社）監査役就任（現在に至る）

- ・ 上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者松下素久は、松下公認会計士事務所の代表者です。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、両名とも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、両名とも現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 ROOM 4+5
電話 03-3548-3770



■ 最寄駅 JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 A7出口直結
(ご注意)

※上記出口の誘導板ご案内は9時から総会終了までとなります。

※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社はご遠慮ください。

※日本橋エリアには、「ベルサール八重洲」のほか「ベルサール東京日本橋」がございますので、お間違えのないようご注意ください。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際はご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。